

会 議 記 録

令和 7 年度第 6 回香川県広域水道企業団水道事業等審議会を開催したので、次のとおり報告します。

会 議 名	令和 7 年度第 6 回香川県広域水道企業団水道事業等審議会
開 催 日 時	令和 7 年 11 月 17 日（月）10：00～11：21
開 催 場 所	香川県広域水道企業団 601・602 会議室
議 題	1 開会 2 本会の公開について 3 議題 （1）水道料金統一に向けた取り組みのスケジュール変更及び審議会の進め方について （2）今後の施設整備の基本方針及び財源確保について （3）料金所要額の検討について （4）加入金について 4 閉会
資 料	別添のとおり
公 開 の 区 分	☒ 公開 ☐ 一部公開 ☐ 非公開
出 席 者	会 長 安藤 茂 副会長 佐藤 裕弥 委 員 境 輝美 〃 土居 譲治 〃 三谷 朋幹 〃 持田 めぐみ 〃 森川 さち子 〃 吉田 秀典 〃 吉田 洋子 企業団 高木 孝征 〃 近藤 壽文 〃 穴吹 泰輔 〃 福田 涼一 〃 木内 浩之 〃 石原 芳浩 〃 小笠原 克典 〃 中西 啓造

	〃 加藤 良晃 〃 淵田 周平 〃 鏡原 孝博 〃 朝倉 浩司 〃 遠藤 智義 〃 植田 圭一 〃 柳生 明 〃 野崎 峰範 〃 美濃 浩樹 〃 正木 健作
傍 聴 者	傍聴申込み 1 名、受入れ 1 名
担 当 課 及 び 連 絡 先	香川県広域水道企業団 企画調整課 (087) 826-6112

会議の経過
1 開会 副企業長が挨拶を行う。 事務局より、会議の成立について報告する。 2 本会の公開について 本日の議題は公開とすることを決定する。 傍聴の申込みは 1 名、受入れ 1 名。 3 議題（（１）水道料金統一に向けた取り組みのスケジュール変更及び審議会の進め方について） 資料に基づき説明を行う。 《質疑応答、意見等》 特になし。 議題（（２）統一料金の基本方針（案）について） 資料に基づき説明を行う。質問や意見は次のとおり。 《質疑応答、意見等》 【委員 A】 資料 9、10 ページの広域水道施設整備についてだが、これについてはもちろん異論はないが、計算の仕方がよくわからない。おおよそ年に 30 億円投資することによっ

て、更新事業費がR 8とR25 で比較すると約 370 億円、今後の支出を減らすことができるということになるかと思うが、この間の投資額については、おおよそ 500 億円ぐらいだと思うので、更新事業費の削減以外にどのような効果が見込めるのかということをお教えしてほしい。

【企業団】

次期施設整備計画の主要なものとして、西讃、中讃で新設浄水場の整備、東部浄水場は拡張をするが、浄水場等を統廃合した事業費の差分が 369 億円ほどになるものである。回答がずれているかもわからないが、更新事業費を見直して、事業の効率性を進めていく考え方である。

【会長】

今のまま浄水場の統合をしないまま更新するとこれだけかかるのが、統合して効率化によりこれだけということ、削減効果がそれぐらいは出てくるだろうということで試算しているのではないかと。つまり、浄水場の再編を実施しない場合には 649 億円かかるのが、浄水場の統合再編を実施すると、280 億円かかるということ、その差が 370 億円近くの整備効果となる。

【企業団】

会長のおっしゃるとおりである。

【委員 B】

令和 10 年度から令和 25 年度までの 15 年間、年 30 億円投資したら約 450 億円の事業費となるが、その事業費と 10 ページの削減効果 369 億円との関連がわかりにくいのではないかと。

【委員 A】

資料に記載されていない他のメリットがあるのではないかなと思ったので、メリットがあるのであれば、今後、水道料金統一の際に使用者の皆さんに教えてあげた方がいいと思い、発言した。

議題（（3）料金所要額の検討について）

資料に基づき説明を行う。質問や意見は次のとおり。

【委員 C】

24 ページは 3 年で試算しているが、5 年にした場合、どこの数字がどう変わるのか。

【企業団】

今回の資料では、料金所要額はどのように計算するというので、3 年間の例とすれば 737 億円必要というのが基本で料金改定率検討のスタートであることを提示させていただいている。5 年にした場合の細かい試算はできていないが、今の状況としては、最初に説明したとおり、水道料金収入は毎年下がっており、逆に支出は増えている状況で

ある。したがって、3年と5年を比べると5年の方がその期間が長くなり、乖離状態が大きくなるので、3年の場合で30%程度を上回ると記載しているが、これより上がる可能性が高いと見込んでいる。詳細については、次回の審議会で3年のパターンと5年のパターンで複数案を提示したいと考えている。

【会長】

事務局からの説明の繰り返しになるが、有収水量が一定で変わらない。それから費用も変わらなければ同じであるが、今お話があったように、これから有収水量が下がっていき費用も増加していくので、その期間が長くなればなるほど、30%程度というのはもっと増えていくと思うが、その辺りはこれから検討するということでよいか。

【企業団】

次回、提示させていただく。

【委員D】

24 ページの一番下の「今後、収入総額を大体 30%上回る程度の料金改定が必要であろう」という試算であるが、この 30%程度というのは、次回の審議会で詳しい資料が出てくるのか。30%程度上回るというこの説明が、県民にとって一番大事であると思っている。

【企業団】

次回の審議会ではもう少し具体的な数字を示し、尚且つ3年と5年での複数パターンをお示ししたいと考えており、基本的には30%を上回らずに、先ほど説明した施設整備計画を着実に執行でき、水道事業の経営が出来る範囲で少しでも低い改定率を示したいと思っている。

【委員D】

もう一点。次回の改定率が30%前後になるだろうという場合において、16 ページでは令和 15 年度で資金不足となる見通しで、要は資金ショートすることですよね。このラインが改定したらどういう黄色のラインになるのか、そういうところもお示しいただきたい。

【企業団】

16 ページは、今のままの料金単価であれば、内部留保資金がどんどん下がっていくようなグラフとなっているが、次回の審議会では、料金改定をすることによってこのグラフがどのように変化するか示していきたい。

【副会長】

本日の特に重要な論点である 25 ページの一番下の赤い文言の「次回の審議会において、複数の案について審議いただく予定」という部分。ここについて、私から意見、要望として、コメントしておきたい。このシミュレーション自体は無数にできるが、ある程度前提をしっかりとした枠組みに当てはめて出してほしい。そういう意味でまず 20 ページで示された通り、まず第 5 回審議会までの決定事項があるので、もちろんこの枠

の中で進めていただきたいということを1点目の注意事項としてお願いをしたい。

22 ページの料金算定期間については、水道法施行規則のおおむね3年後から5年後までということで、期間の選択は、審議会、そして最終的には議会の議決によってどの年数でも問題がない。ただ先ほども少し議論になった通りで、これ期間を短くすれば水道利用者の料金改定率が抑制になるという点では、やはり期間は短めの方がいいかなという気はしている。

もう1点は、現在のように景気経済環境の変化が激しい時には、この期間を長期化してしまうとその分だけ拘束されてしまうということで、柔軟で機動的な料金改定ができなくなるという点を考えると、まずは、3年ないし5年でシミュレーションをしていただきたと思うが、現在の景気経済環境を考えると、3年程度の短い方がおそらく現実的かつ合理的、そしてその後の料金改定においても経済環境を反映した運営ができるのではないかなと思うので、これを2点目の要望としてお伝えしておきたい。

それから3点目であるが、23 ページの内部留保資金対給水収益比率として財政目標値が0.5程度以上と置かれているところである。この点については、もう少し高い数値の方が安全かつ持続可能な水道になるという点では、もう少し上の方が良いと個人的には思っている。一方でこの財政目標値を高くしてしまうと、その部分だけ水道料金が高くなって水道利用者の負担が増えるということになるので、ここで示された財政目標値0.5程度以上で当面の安定経営ができるという確認が出来た場合には、この水準で進めていただきたと思う。次回、複数の案を示すということなので、いくつかの前提条件をしっかりと抑えた上で提出をお願いしたいということを要望としてお伝えする。

【企業団】

副会長からの要望があった3点について、まず、審議会での決定事項を踏まえたシミュレーションを行うということ。それから、算定期間については、3年と5年での数値を各委員にお示しした上で決定していくこと。3点目の内部留保資金であるが、これについても将来的な経営が持続できるかどうかという観点でシミュレーションの中で示していく。

【会長】

次回審議会では、事務局において複数の案を検討し提案していただきた。

議題（（4）加入金について）

資料に基づき説明を行う。質問や意見は次のとおり。

【会長】

事務局から加入金の水準、加入金収入計上方法の2つの提案があった。加入金水準については、将来的に廃止も含めた経過措置と位置づけられたということで最低額の水準をベースに単価を検討するという事。

2点目の加入金収入の計上方法については、3条予算、4条予算と言ってもなかなかわかりにくいところはあると思うが、高松市の加入金収入が4条収入である等々、そういうことから4条予算としたいということである。

【副会長】

1点目の加入金の水準についてだが、法令上は議会の議決そして条例によって正当性が立証されることになるので、どのようなやり方であっても、審議会、そして議会で決まれば、それが適正な状況にはなっていく。ただ、この加入金は水道新規利用者の経済的な負担になるということから考えると、やはり抑制的な方が合理的ではないかと思う。そうした点で事務局資料によれば最低額の水準ということなので、水道利用者にとって経済的なメリットが出るような水準、そして企業団としてやりくりが出来るところをシミュレーションしていくということなので、この最低額の水準というのは、納得性があるような提案ではないかなと思う。

2点目の加入金の計上方法の案として、事務局からは4条収入の計上とするということだが、選択肢としては具体的に言うと、損益計算書の方に載せる（民間企業では売上高に相当するようなものによって載せる）3条収入か、あるいは、今回は4条予算として浄水場の施設整備等の財源として明確に位置づけて載せるかどちらかになる。法令上はどちらを選択適用しても合理的方法ではあるが、より納得性があるのは、今回、前段の審議の中で、今後の施設整備計画の方針として、施設整備にお金がかかるということなのでこのような提案がなされているという点を考えると、浄水場の整備等のいわゆる資産の取得管理に当たるような財源として会計処理を行うことが、全体として合理的ではないかなと思うので、この2点の事務局案は、概ね納得性がある提案ではないかと思う。

【会長】

その他委員からの意見等が無いようなので、副会長からのご指摘も踏まえて取り組んでいただければと思う。

【企業団】

次回の審議会では、現行の供給単価による収入総額を30%程度上回る水準を今後の検討の起点としてスタートし、様々な観点から検討を行い、次回1月20日開催予定の第7回審議会では複数の案を提示し、具体的な議論をお願いすることとなるのでよろしくお願いしたい。

4 閉会